

議員提出議案第31号

新たな地方議会議員の被用者年金制度に関して慎重な検討を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年10月19日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

太田 晶也      北野 妙子      黒田 當士      西川 ひろじ  
杉田 忠裕      土岐 恭生      島田 まり

(別紙)

平成28年10月 日

衆議院議長    参議院議長 }  
内閣総理大臣    総務大臣 } 各あて

大阪市会議長 木下 誠

新たな地方議会議員の被用者年金制度に関して慎重な検討を求める意見書

地方分権の進展に伴い、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言を行うことが求められている。

また、地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて大きな責任を有する地方議会の役割は、ますます重要となっている。

そのような中、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会から、被用者年金制度に加入して基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある年金制度とすることなど、地方議会議員の年金制度に関する法整備を求める決議・要望が出されている。

三つの議長会からの決議・要望の趣旨については一定理解できるものの、厳しい財政状況や昨今の地方議会の様々な状況を踏まえると、新たな年金制度を整備することに対して、国民の理解は得難いものがあると言わざるをえない。

よって国におかれては、新たな地方議会議員年金制度の整備に関しては、これからの日本の地方議会のあり方、住民自治の根幹にかかわる民主主義のあり方という大局的見地から、その必要性も含めて慎重に検討されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。